公営企業会計定期監査の結果について (公表)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の 規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成 30 年 11 月 28 日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 眞 琴



1 監査の実施期間

平成30年10月15日~平成30年11月16日

2 監査の対象部局

市立病院

3 監査の対象範囲

平成30年度(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に執行した事務 事業(地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行、経営に係 る事務の管理及び同条第2項の規定による事務の執行)

4 監査の実施方法

監査資料の提出を求め、抽出により関係書類・帳票の調査を行い、関係職員から説明を聴取した。

5 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (4) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び関係書類の処理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理上の一部に注意すべき事項が見受けられたので、今後、適正な事務執行について努力されたい。